

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	自立支援給付の支給, 地域生活支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東海村は, 自立支援給付の支給, 地域生活支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり, 特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し, 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ, もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東海村長

公表日

令和4年2月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付の支給, 地域生活支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき, 自立支援給付の支給及び地域生活支援事業を実施する。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い, 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①自立支援給付の支給に関する事務 ②法第24条第2項の支給決定の変更に関する事務 ③法第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務 ④法第56条第2項の支給認定の変更に関する事務 ⑤法第77条又は第78条の地域生活支援事業の実施に関する事務
③システムの名称	障害者台帳システム, 障害者総合支援システム, 宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
支給決定者台帳, 更生医療受給者台帳, 育成医療受給者台帳, 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項, 別表第一項番84, 平成26年内閣府・総務省令第5号 第60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 実施しない 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号, 別表第二項番8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 57, 87, 108, 116 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第7条, 第10条, 第12条, 第14条, 第19条, 第27条, 第30条, 第31条, 第44条, 第55条及び第59条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	福祉部障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東海村福祉部障がい福祉課 茨城県那珂郡東海村舟石川駅東三丁目9番33号 029-287-2525

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [<input type="radio"/>] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 実施しない 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二 項番8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 57, 87, 108, 116 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第7条, 第10条, 第12条, 第14条, 第19条, 第27 条, 第30条, 第31条, 第44条, 第55条及び第59 条の2の2	【情報照会の根拠】 実施しない 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号, 別表第二 項番8, 11, 16, 20, 26, 53, 56の2, 57, 87, 108, 116 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第7条, 第10条, 第12条, 第14条, 第19条, 第27 条, 第30条, 第31条, 第44条, 第55条及び第59 条の2の2	事後	
令和4年2月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	